

「ねんきん定期便」パンフレット（節目年齢35・45歳）

A

「ねんきん定期便」は、国民年金及び厚生年金保険に加入している皆様に、年金加入記録を確認していただくとともに、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や年金見込額などの年金に関する情報を送付するものです。

ご自身の年金加入記録を確認していただき、「もれ」や「誤り」があると思われる人は、私学事業団又は加入していた実施機関へご連絡ください。

お勤めしていた期間が短期間であっても、年金の受け取りに結び付く可能性がありますので、よくご確認ください。

※私学共済厚生年金（私立学校の教職員）以外の期間の「もれ」や「誤り」についてはお答えできない場合があります。その場合は、該当の実施機関へご自身で直接ご連絡ください。

公的年金制度と被保険者種別	「ねんきん定期便」を送付する実施機関
国民年金の第1号被保険者及び第3号被保険者	日本年金機構（厚生労働大臣から受託）
厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者（国家公務員共済組合の組合員）	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者（地方公務員共済組合の組合員）	地方職員共済組合（地方共済事務局・団体共済部）、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会（市町村職員共済組合、都市職員共済組合、指定都市職員共済組合）
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者（私立学校教職員共済制度の加入者）	日本私立学校振興・共済事業団

問 い 合 わ せ 先	私学事業団 電話相談室		☎ 03 (3813) 5291
	共 済 業 務 課	札 幌 ガ ー デ ン パ レ ス	☎ 011 (222) 6234
	仙 台 ガ ー デ ン パ レ ス	☎ 022 (299) 6231	
	名 古 屋 ガ ー デ ン パ レ ス	☎ 052 (957) 1388	
	大 阪 ガ ー デ ン パ レ ス	☎ 06 (6393) 9701	
	広 島 ガ ー デ ン パ レ ス	☎ 082 (262) 1134	
	福 岡 ガ ー デ ン パ レ ス	☎ 092 (752) 0651	

【受付時間】月～金曜日（祝日及び年末年始を除く）9：00～17：15

電話番号はお間違えのないよう十分にご注意ください。また、休日明けや、このお知らせが届いた直後は電話が混み合い、かかりにくくなる場合がありますのでご了承ください。

「ねんきん定期便」にかかるQ & A等は、下記のURL又は右記の二次元コードより私学共済ホームページをご覧ください。

<https://www.pmac.shigaku.go.jp>

〔私学共済事業のご案内▶年金等給付▶年金加入記録・見込額等の通知▶「ねんきん定期便」の送付〕

【私学共済ホームページ】



「ねんきん定期便」の見方①

ねんきん定期便

基礎年金番号		※この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、 年金加入記録を表示しています。
加入者等記号・番号		

お問い合わせの際には、上記の「基礎年金番号」又は「加入者等記号・番号」をお知らせください。

- 私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）：
○国民年金及び一般厚生年金期間：
○公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）：

これまでの年金加入期間、これまでの加入実績に応じた年金額

※このお知らせの見方は、パンフレットの2～5ページをご覧ください。

1 この「ねんきん定期便」の年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。

a 年金加入期間 (a)		b 厚生年金 (b)		c 合算対象期間等 (d)		受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)	船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	
月	月	月	月	月	月	月
一般厚生年金		公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計		月
月	月	月	月	月	月	月

2 これまでの加入実績に応じた年金額(年額)

(1) 老齢基礎年金	これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額
	円
(2) 老齢厚生年金	これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

※老齢厚生年金額には、厚生年金基金から支給される額（代行部分のみ）も含まれます。

【参考】これまでの年金にかかる保険料（掛金）納付額

※このお知らせの見方は、パンフレットの6・7ページをご覧ください。

【参考】これまでの年金にかかる保険料(掛金)納付額(累計額)

(1) 国民年金保険料（第1号被保険者期間）	円
(2) 厚生年金保険料（被保険者負担額）	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

【公的年金シミュレーター二次元コード】

この二次元コードには、「ねんきん定期便」に記載されている年金情報の一部が収録されており、厚生労働省が提供するWEBサイト(公的年金シミュレーター)で年金見込額の簡易試算ができます。(https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp)

二次元コード

※ねんきんネットについて

日本年金機構の「ねんきんネット」で確認できる私学共済厚生年金期間は、最新の「ねんきん定期便」に表示する月数となります(更新は年1回)。また、「ねんきんネット」では私学共済厚生年金期間にかかる老齢厚生年金の見込額試算ができませんので、「ねんきん定期便」をご参照ください。

1 これまでの年金加入期間

a 「国民年金 第1号被保険者」欄

- ◆保険料を納めている期間及び保険料が免除された期間の月数を表示しています。
※3/4免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り納付済月数に含まれます。
- ◆保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

b 「国民年金 第3号被保険者」欄

- ◆現在、第3号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

国民年金の第3号被保険者とは

- ・昭和61年4月以降の期間で、年収が130万円未満で20歳以上60歳未満の人が、厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。以下同じ）に加入している配偶者（第2号被保険者）に扶養されている場合、この人を「第3号被保険者」といいます。
- ・第3号被保険者の国民年金保険料は、配偶者（第2号被保険者）が加入している厚生年金保険が一括して負担しますので、個別に納めていただく必要はありません。

種別変更届の提出のお願い

- ・第3号被保険者の期間として登録されている期間であっても、次の期間は第1号被保険者に該当します。

- ・配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していた期間
- ・ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた期間
- ・配偶者が厚生年金保険の被保険者であるが、65歳以上（年金を受け取る権利がある人）の期間

- ・第1号被保険者に該当している場合は、住所地の市（区）町村の国民年金担当窓口へ種別変更の届け出が必要となりますので、忘れずに届け出してください。

※すでに種別変更の届け出を行っていても、この「ねんきん定期便」の作成年月日までに国のシステムへの登録が間に合わなかったため、表示が異なっている場合があります。

特定期間該当届の提出のお願い

- ・実態は第1号被保険者であるが、上記の種別変更の届け出が行われていないため、そのまま第3号被保険者として登録されている期間を「3号不整合期間」といいます。この期間は「保険料未納期間」として取り扱われます。

- ・「3号不整合期間」を訂正した時点において、国民年金保険料の徴収時効が成立して納められなくなった期間を、「時効消滅不整合期間」といいます。

※国民年金保険料は納付期限から2年を経過すると時効で納めることができません。

「時効消滅不整合期間」がある場合は、「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」を提出することにより、「特定期間」として受給資格期間に算入できるようになります。

お心当たりの人は、年金事務所にお問い合わせください。

c 「合算対象期間等」欄

- ◆「合算対象期間」及び「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに、書類による確認が必要です。

d 「公務員厚生年金」「私学共済厚生年金」欄

- ◆被用者年金制度の一元化前（平成27年9月以前）の国家公務員・地方公務員及び私立学校の教職員だった期間は、「公務員厚生年金」又は「私学共済厚生年金」の期間に含めて表示しています。

「ねんきん定期便」の見方②

ねんきん定期便

基礎年金番号		※この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、 年金加入記録を表示しています。	までの
加入者等記号・番号			

お問い合わせの際には、上記の「基礎年金番号」又は「加入者等記号・番号」をお知らせください。

- 私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）：
- 国民年金及び一般厚生年金期間：
- 公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）：

これまでの年金加入期間、これまでの加入実績に応じた年金額

※このお知らせの見方は、パンフレットの2～5ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月			
厚生年金保険 (b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計			
月	月	月	月	月	月	月

2 これまでの加入実績に応じた年金額(年額)

(1) 老齢基礎年金 e	これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	円
(2) 老齢厚生年金 f	これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	円
一般厚生年金期間		円
公務員厚生年金期間		円
私学共済厚生年金期間		円
(1)と(2)の合計		円

※老齢厚生年金額には、厚生年金基金から支給される額（代行部分のみ）も含まれます。

〔参考〕これまでの年金にかかる保険料（掛金）納付額

※このお知らせの見方は、パンフレットの6・7ページをご覧ください。

〔参考〕これまでの年金にかかる保険料(掛金)納付額(累計額)

(1) 国民年金保険料（第1号被保険者期間）		円
(2) 厚生年金保険料（被保険者負担額）		円
一般厚生年金期間		円
公務員厚生年金期間		円
私学共済厚生年金期間		円
(1)と(2)の合計		円

【公的年金シミュレーター二次元コード】

この二次元コードには、「ねんきん定期便」に記載されている年金情報の一部が収録されており、厚生労働省が提供するWEBサイト(公的年金シミュレーター)で年金見込額の簡易試算ができます。
(<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp>)

二次元コード

※ねんきんネットについて

日本年金機構の「ねんきんネット」で確認できる私学共済厚生年金期間は、最新の「ねんきん定期便」に表示する月数となります(更新は年1回)。
また、「ねんきんネット」では私学共済厚生年金期間にかかる老齢厚生年金の見込額試算ができませんので、「ねんきん定期便」をご参照ください。

2 これまでの加入実績に応じた年金額

◆老齢年金を受給するには、受給資格期間が10年(120月)以上必要ですが、ここでは、これまでの加入実績を基に計算した年金額(年額)を表示しています。

e 「(1) 老齢基礎年金」欄

◆これまでの加入実績に応じた年金額は、下記の期間の月数を基に計算しています。
・国民年金の第1号被保険者期間(未納期間を除く)及び第3号被保険者期間
・厚生年金保険・船員保険の被保険者期間

◆これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額には、付加年金の金額も含まれています。

f 「(2) 老齢厚生年金」欄

◆被用者年金制度の一元化により、公務員及び私立学校の教職員の保険料や保険給付(共済年金)の計算方法などは、原則として厚生年金保険に統一されました。年金加入記録の管理や保険料の徴収、保険給付(共済年金)の決定や支給などの事務は、引き続き各実施機関(1ページ参照)が行います。このため、一般厚生年金期間、公務員厚生年金期間及び私学共済厚生年金期間ごとに計算した年金額を表示しています。

◆これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額は、以下のとおり計算しています。

各欄共通

・離婚などにより、厚生年金保険の標準報酬の分割対象となった人は、分割後の標準報酬を基に計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

・厚生年金基金に加入している期間は、通常の厚生年金保険の加入期間とみなして計算しています。
※厚生年金基金から支給されている額(厚生年金基金の代行部分)を含めて計算しています。

「公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)」欄

・国家公務員共済組合の加入期間と地方公務員共済組合の加入期間がある人は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
・平成27年9月までの加入実績に応じて計算した経過的職域加算額(共済年金)が含まれています。
※経過的職域加算額(共済年金)は、被用者年金制度の一元化により改正される前の国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づき支給されます。

「私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)」欄

・平成27年9月までの加入実績に応じて計算した経過的職域加算額(共済年金)が含まれています。
※経過的職域加算額(共済年金)は、被用者年金制度の一元化により改正される前の私立学校教職員共済法に基づき支給されます。

「2 これまでの加入実績に応じた年金額」が表示されていない人へ

- ◆次のことなどが考えられます。
 - ・同月内で重複している年金加入記録がある。
 - ・前制度の喪失が未確認である。
 - ・厚生年金保険に統合されていない旧農林漁業団体職員共済組合の加入記録がある。

障害年金や遺族年金を受給している人へ

- ◆障害年金を受給している人は、将来、老齢年金を受給することができるようになったときに、どちらか一方の年金を選択することになります。
- ◆遺族年金を受給している人は、将来、老齢厚生年金を受給することができるようになったときに、老齢厚生年金との差額が遺族年金の支給額になります。

「ねんきん定期便」の見方③

ねんきん定期便

基礎年金番号	※この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、 年金加入記録を表示しています。	までの
加入者等記号・番号	○私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）： ○国民年金及び一般厚生年金期間： ○公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）：	

お問い合わせの際には、上記の「基礎年金番号」又は「加入者等記号・番号」をお知らせください。

これまでの年金加入期間、これまでの加入実績に応じた年金額

※このお知らせの見方は、パンフレットの2～5ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間 合計 （未納月数を除く） （a+b+c）	合算対象期間等 （d）	受給資格期間 （a+b+c+d）
第1号被保険者 （未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金 計 （未納月数を除く）				
月	月	月	月			
厚生年金保険（b）						
一般厚生年金	公務員厚生年金 （国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金 （私立学校の教職員）	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

2 これまでの加入実績に応じた年金額（年額）

（1）老齢基礎年金	これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額
	円
（2）老齢厚生年金	これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
（1）と（2）の合計	円

※老齢厚生年金額には、厚生年金基金から支給される額（代行部分のみ）も含まれます。

〔参考〕これまでの年金にかかる保険料（掛金）納付額

※このお知らせの見方は、パンフレットの6・7ページをご覧ください。

〔参考〕これまでの年金にかかる保険料（掛金）納付額（合計額）

（1）国民年金保険料（第1号被保険者期間）	円
（2）厚生年金保険料（被保険者負担額）	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
（1）と（2）の合計	円

【公的年金シミュレーター二次元コード】

この二次元コードには、「ねんきん定期便」に記載されている年金情報の一部が収録されており、厚生労働省が提供するWEBサイト（公的年金シミュレーター）で年金見込額の簡易試算ができます。（<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp>）

i

二次元コード

※ねんきんネットについて

日本年金機構の「ねんきんネット」で確認できる私学共済厚生年金期間は、最新の「ねんきん定期便」に表示する月数となります（更新は年1回）。また、「ねんきんネット」では私学共済厚生年金期間にかかる老齢厚生年金の見込額試算ができませんので、「ねんきん定期便」をご参照ください。

（参考）これまでの年金にかかる保険料（掛金）納付額

g 「（1）国民年金保険料（第1号被保険者期間）」欄

- ◆以下の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。
 - ・付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めて計算しています。
 - ・国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基に計算しています。
 - ・国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。
 - ・国民年金保険料の一部免除（半額免除、3/4免除及び1/4免除）期間は、免除後の残余の保険料額を基に計算しています。

h 「（2）厚生年金保険料（被保険者負担額）」欄

- ◆以下の条件で、加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じて計算しています。

各欄共通

- ・被保険者負担額のみを計算しています。
 - ※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬又は賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
 - ※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先によって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

「一般厚生年金期間」欄

- ・育児休業期間で、事業主からの届け出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・産前産後休業期間で、事業主からの届け出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届け出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を計算しています。
- ・平成9年4月に厚生年金保険に統合された旧三公社（J R、J T、N T T）共済組合の加入期間の保険料納付額は計算していません。
- ・平成14年4月に厚生年金保険に統合された旧農林漁業団体職員共済組合の加入期間の保険料納付額は計算していません。

「公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）」欄

- ・国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和61年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員から地方公務員に転職されている場合又は地方公務員から国家公務員に転職されている場合は、それぞれの期間について、上記の計算方法により保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（みなし標準報酬月額及び掛金率）を基に計算しています。

「私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）」欄

- ・育児休業期間で、事業主及び加入者からの届け出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・産前産後休業期間で、事業主及び加入者からの届け出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届け出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。
 - ※養育特例とは
子が3歳に達するまでの養育による勤務時間の短縮等に伴い標準報酬月額が低下した場合には、年金額の計算上、低下前の標準報酬月額とみなすこととされています。

i 「公的年金シミュレーター二次元コード」欄

この二次元コードには、「ねんきん定期便」に記載されている年金情報の一部が収録されており、厚生労働省が提供するWEBサイト（公的年金シミュレーター）で年金見込額の簡易試算ができます。（<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp>）

「これまでの『年金加入履歴』」の見方①

これまでの『年金加入履歴』											
表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認 ※このお知らせの見出しのプレットの8～11ページをご覧ください											
①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等						④資格を 取得した年月日	⑤資格を 失った年月日	⑥加入月数	

⑦国民年金 (a)								⑧船員保険 (c)			
納付済 月数	全額免除 月数	半額免除 月数	4分の3 免除月数	4分の1 免除月数	学特等 月数	第3号 月数	納付済等 月数 計	付加保険料 納付済月数 (再掲)	未納月数 (※)	加入月数	加入期間
⑨厚生年金保険 (b)											
一般厚生年金 (厚年)		公務員厚生年金 (公共)		私学共済厚生年金 (私学)		厚生年金保険 計		⑩年金加入 期間合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	⑪合算対象 期間等 (d)	⑫受給資格 期間 (a+b+c+d)	
加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数 (経過的職域)	加入期間 (経過的職域)	加入月数 (経過的職域)	加入期間 (経過的職域)	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)				
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	

a 「②加入制度」欄

- ◆加入した年金制度を表示しています。
 - 国年：国民年金
 - 厚年：厚生年金保険
 - 船保：船員保険
 - 公共：公務員共済制度（国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合）
 - 私学：私立学校教職員共済組合制度

b 「③お勤め先の名称等」欄

- ◆「②加入制度」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別（下表参照）を表示しています。

種別	該当者
第1号被保険者	日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生及び無職の人とその配偶者（厚生年金保険（共済組合を含む）に加入しておらず、第3号被保険者でない人）
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、原則として年収が130万円未満の人

- ◆「②加入制度」欄が「厚年」又は「船保」の場合は、お勤め先の会社名称（事業所名称）又は船舶所有者名を表示しています。
 - ・年金加入記録を管理する国のシステム（社会保険オンラインシステム）にお勤め先の会社名称（事業所名称）又は船舶所有者名が登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」又は「船員保険」と表示しています。
 - ・厚生年金保険に統合された旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合や旧農林漁業団体職員共済組合の加入期間は、加入当時の共済組合名を表示しています。

厚生年金基金の加入期間の表示

厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。

《厚生年金基金に関するお問い合わせ先》

「厚生年金基金の加入期間が10年未満」で脱退した人 ▶ 企業年金連合会（企業年金コールセンター）
0570-02-2666（ナビダイヤル）
※お客様の電話番号が050で始まる場合は、03-5777-2666

「厚生年金基金の加入期間が10年以上」で脱退した人 ▶ 当時のお勤め先の会社が加入している厚生年金基金

- ◆「②加入制度」欄が「公共」の場合は、「公務員共済」と表示しています。
- ◆「②加入制度」欄が「私学」の場合は、「私学共済」と表示しています。

c 「④資格を取得した年月日」欄

- ◆年金制度に加入した年月日を表示しています。
- ◆前制度の喪失が未確認又は前制度と加入期間が重複している場合は、前後の期間に「#」を表示しています。

d 「⑤資格を失った年月日」欄

- ◆年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。現在加入中の場合は、空欄となります。

e 「⑥加入月数」欄

- ◆「②加入制度」欄の年金制度ごとの加入月数を表示しています。なお、被保険者の資格を失った年月日の属する月は、加入月数に算入されません。
- ◆「③お勤め先の名称等」欄が国民年金の「第1号被保険者」の場合は、国民年金保険料の納付済月数と未納月数の合計月数を表示しています。
- ◆現在加入中の年金制度の場合は、この「ねんきん定期便」の作成年月日の前々月までの月数を表示しています。

「これまでの『年金加入履歴』」の見方②

これまでの『年金加入履歴』
表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
※このお知らせの見方は、パンフレットの 8～11 ページをご覧ください。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
ア 1	私学	私学共済	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
2	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
3	公共	公務員共済	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
イ 4	厚年	東京株式会社 (空いている期間があります。)	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
5	国年	第 1 号被保険者	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
6	国年	第 3 号被保険者	平成 99.99.99	平成 99.99.99	999
7	公共	公務員共済	# 平成 99.99.99		999
ウ 8	私学	私学共済	# 平成 99.99.99		999

⑦国民年金 (a)							⑧船員保険 (c)				
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済等月数計	付加保険料納付済月数(再掲)	未納月数(※)	加入月数	加入期間
999	999	999	999	999	999	999	999	999	99	99	999
⑨厚生年金保険 (b)							⑩年金加入期間合計(未納月数を除く)(a+b+c)		⑪合算対象期間等 (d)		⑫受給資格期間 (a+b+c+d)
一般厚生年金(厚年)(基金)		公務員厚生年金(公共)(経過的職域)		私学共済厚生年金(私学)(経過的職域)		厚生年金保険計(基金)(経過的職域)					
加入月数	加入期間	加入月数	加入期間	加入月数	加入期間	加入月数	加入期間				
999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	999	
(999)	(999)	(999)	(999)	(999)	(999)	(999)	(999)	999	999	999	

年金記録確認のチェックポイント

㊦ 年金加入履歴を表示している前の期間 ㊧ 空いている期間 ㊨ 年金加入履歴を表示している後の期間

㊦㊧㊨の期間は、特にご確認くださいポイントです。以下の項目に該当する場合は、✓を入れてください。

この期間働いていなかった	<input type="checkbox"/> 学生であったが国民年金に加入していた。 <input type="checkbox"/> 夫(妻)の扶養家族であったが、国民年金に加入していた(昭和61年3月以前に限ります)。
この期間働いていた	<input type="checkbox"/> 退職後、結婚し姓が変わった。 <input type="checkbox"/> 事情があって本名とは異なる名前で勤めた(異なる名前で記録されている可能性があります)。 <input type="checkbox"/> 転職のたびに年金手帳が発行された(年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります)。 <input type="checkbox"/> グループ会社で転勤や出向を繰り返していた。 <input type="checkbox"/> 試用期間中に退職した。 <input type="checkbox"/> 保険の外交員、期間工として勤めていた。

✓が入った人は、記録の「もれ」や「誤り」のある可能性が高くなります。お近くの年金事務所又は私学事業団までお問い合わせください。

f 「⑦国民年金」欄

- ◆国民年金の加入期間の月数を表示しています。
- 「納付済月数」欄
 - ・定額の国民年金保険料を納めている月数を表示しています。
 - ・この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の前納期間の月数を含めて表示しています。
- 「半額免除月数」、「3/4免除月数」及び「1/4免除月数」欄
 - ・国民年金保険料の一部免除(半額免除、3/4免除及び1/4免除)を受けている期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り、その納付済月数を表示しています。
- 「学特等月数」欄
 - ・学生納付特例制度又は納付猶予制度の適用を受けている期間(以下「学特等期間」といいます)の月数を表示しています。
 - ・学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。
- 「未納月数(※)」欄
 - ・国民年金の第1号被保険者期間のうち国民年金保険料を納めていない月数を表示しています。
 - ・この欄には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届け出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届け出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。お心当たりの人は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
 - ・国民年金に任意加入している期間のうち国民年金保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)の月数は「⑩合算対象期間等」欄に表示しています。
 - ・納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、金融機関等から納付に関する情報が提供され、年金加入記録を管理する国のシステム(社会保険オンラインシステム)に登録されるまでに一定の期間を必要とするため、この「ねんきん定期便」の作成年月日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

g 「⑧船員保険」欄 h 「⑨厚生年金保険」欄

◆船員保険及び厚生年金保険の加入期間の月数を表示しています。

加入月数と加入期間

- ・「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。
- ・「加入期間」は、「⑧船員保険」欄では船員、「⑨厚生年金保険」欄では坑内員として加入した期間の月数を、昭和61年3月までは4/3倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは6/5倍して表示しています。
- ※船員又は坑内員として加入した期間がない人は「加入月数」と「加入期間」が同じ月数になります。

◆「⑨厚生年金保険」欄の中段には、厚生年金基金の加入期間の月数をカッコ書きで再掲しています。また、下段には、国家公務員、地方公務員及び私立学校教職員の各共済組合制度に基づく経過的職域加算額(共済年金)の支給対象となる期間の月数をカッコ書きで再掲しています。

i 「⑩合算対象期間等」欄

- ◆「合算対象期間」及び「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)の月数を表示しています。
- ※この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

「これまでの厚生年金保険の標準報酬月額などの月別状況」の見方

これまでの厚生年金保険の標準報酬月額などの月別状況													
表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。 ※このお知らせの見方は、パンフレットの1ページをご覧ください。													
年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ブランク(空白)となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。 なお、国民年金に加入している場合も、同様にブランクで示されますので、『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
	標報 (千円)												
	標賞 (千円)												
	納付額												

a 「年度」欄

- ◆上段は年度を表示しています。4月から翌年3月までを1年度としています。
- ◆下段は加入制度をカッコ書きで表示しています。
(厚年)：厚生年金保険 (船保)：船員保険 (公共)：公務員共済制度 (国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合)
(私学)：私立学校教職員共済制度 (旧公)：旧三公社 (J R、J T、N T T) 共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合

b 「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」欄

- ◆「年度」欄の下段が「(厚年)」又は「(船保)」の場合
 - ・育児休業期間及び産前産後休業期間で、事業主からの届け出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
 - ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。
- ◆「年度」欄の下段が「(公共)」の場合
 - ・昭和61年3月以前の期間は、各月とも同額の「みなし標準報酬月額」を表示しています。
 - ・国家公務員共済組合の加入期間は、昭和61年3月以前の保険料納付額を「-」と表示しています。
 - ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間の保険料納付額は「-」と表示しています。
 - ・地方公務員共済組合の加入期間は、平成元年11月以前の保険料納付額を「-」と表示しています。
 - ・育児休業期間及び産前産後休業期間の保険料納付額は、「納付したとみなされた額」を表示しています。
 - ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月の標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示しています。
 - ※被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。
 - ・国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。
- ◆「年度」欄の下段が「(私学)」の場合
 - ・育児休業期間及び産前産後休業期間で、事業主及び加入者からの届け出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
 - ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置(養育特例)を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額(実際の標準報酬月額)を基に計算して表示しています。
- ◆「年度」欄の下段が「(旧公)」の場合
 - ・平成9年3月までの旧三公社 (J R、J T、N T T) 共済組合の加入期間のうち、標準報酬制度導入前(昭和61年3月以前)の期間は、当時の報酬を基に「みなし標準報酬月額」を算出し、各月とも同額で表示しています。
 - ・厚生年金保険への統合前(平成9年3月以前)の旧三公社 (J R、J T、N T T) 共済組合の加入期間の保険料納付額は「-」と表示しています。
 - ・厚生年金保険への統合前(平成14年3月以前)の旧農林漁業団体職員共済組合の加入期間の保険料納付額は「-」と表示しています。

《厚生年金保険の標準報酬月額と標準賞与額について》

標準報酬月額と標準賞与額は、各実施機関が管理している年金記録であり、あなたが厚生年金保険又は船員保険に加入していた期間に、お勤め先の事業主からの届け出に基づき決定されたものです。

1. 標準報酬月額
 - ・標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額や、受け取る年金額を決定するときに、その計算の基にするための金額です。給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。
 - ・標準報酬月額には上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限(最高額)は65万円、下限(最低額)は8万8千円です。上限を超える又は下限を下回る報酬が支払われていた場合は、上限又は下限で決定しています。
 - ※標準報酬月額や保険料率の変遷については、日本年金機構のホームページをご覧ください。

- (1) 標準報酬月額を決定する時期
 - ・標準報酬月額は、まず、加入(入社)したときに決定し、以降は一定の時期の報酬を基に、毎年改定します。

平成14年度まで	5月から7月まで(私学共済の場合は5月・6月)の報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年10月から適用します。
平成15年度から	4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年9月から適用します。

- ・このほか、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。
- (2) 標準報酬月額の決定の基となる報酬
 - ・標準報酬月額の決定の基となる報酬とは、給与、賃金、各種手当などの名称を問わず、被保険者が労務の対価として事業主から支払われるすべてのものをいい、所得税や住民税などを控除する前のものとなります。
 - ・報酬には、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの随時に支払われるものは含めません。

2. 標準賞与額
 - ・標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や受け取る年金額を決定するときに、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。
 - ・標準賞与額の上限(最高額)は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円で決定しています。
 - ・平成15年4月から、賞与からも毎月の報酬から納める保険料と同率で計算した保険料を納めていただき、年金額の計算の基とすることになっています。
 - ※平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与から「特別保険料」を納めることになっていましたが、これは年金財政に考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置です。したがって、年金の計算の基とならない(標準賞与額とはならない)ため、「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には表示していません。

3. 保険料の計算と納付
 - ・厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に、その当時の保険料率(※1)を乗じて計算し、事業主と被保険者で折半して(※2)納めることになっています。被保険者負担額は、一般には事業主が報酬又は賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
 - (※1) 私学共済厚生年金(私立学校の教職員)に加入中の保険料は、都道府県からの補助金や軽減保険料率は反映されていないため、実際の納付額とは異なる場合があります。
 - (※2) 折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先によって異なるため、「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

公的年金のしくみ

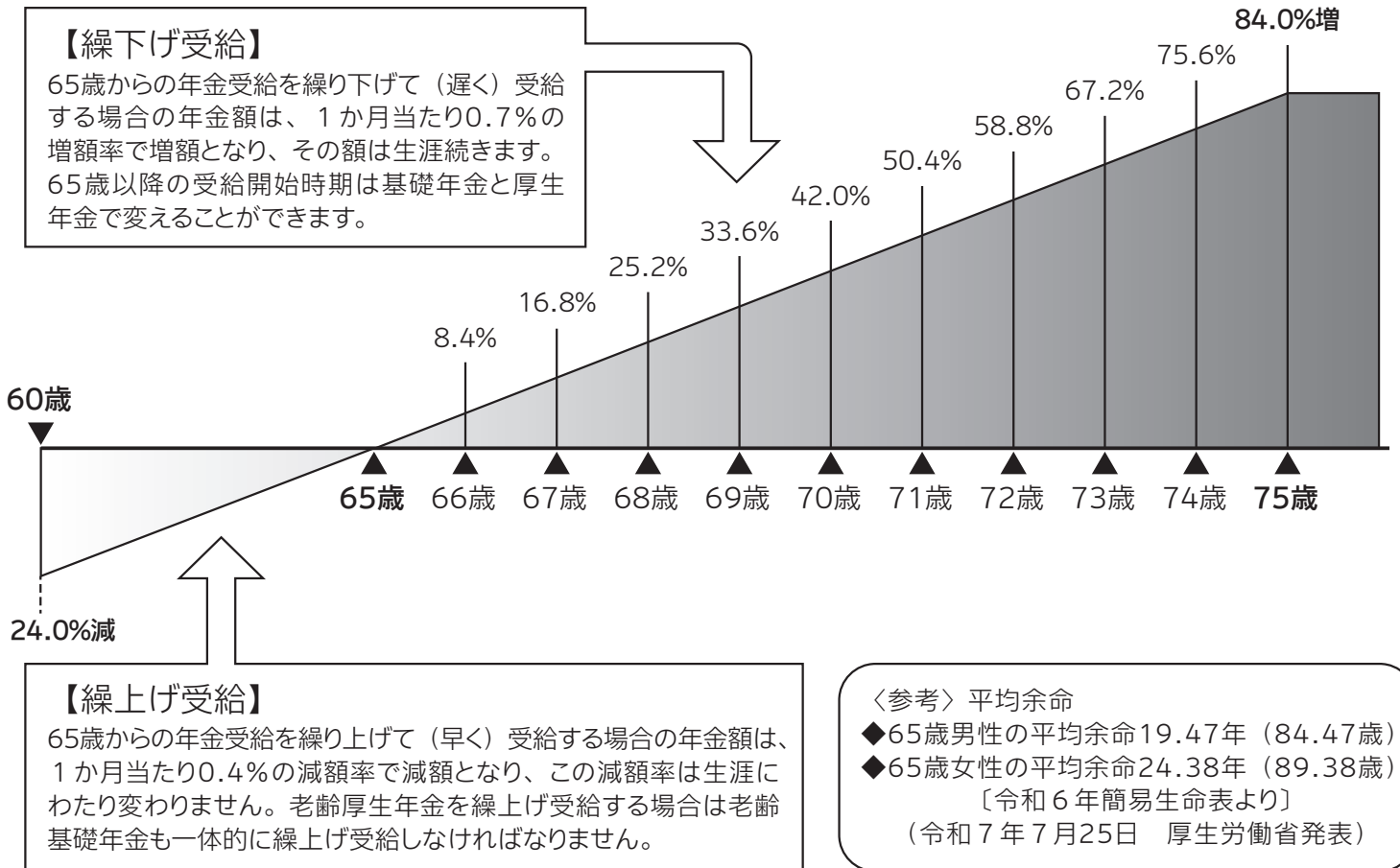
昭和36年4月2日以降に生まれた人の年金受給開始年齢は65歳です。

受給開始時期は60歳から75歳まで自由に選択できます。

年金受給を繰り上げて（早く）受給した場合1か月0.4%、最大24%減額となります。

年金受給を繰り下げて（遅く）受給した場合1か月0.7%、最大84%増額となります。

〔受給開始時期のイメージ〕



〔受給要件〕

- ・65歳以上であること
※繰上げ・繰下げは請求により受給権が発生します。
- ・保険料納付済期間及び保険料免除期間等の合計が10年以上あること
※合算対象期間等がある場合は年金請求時に書類による確認が必要となります。

ご注意ください

- 老齢厚生年金を繰り下げの場合、繰下げ期間中の「加給年金額」は増額の対象となりません。
「加給年金額」は、老齢厚生年金の受給権者が65歳未満の配偶者の生計を維持している場合に、老齢厚生年金に加算されるものです。
- 増額の対象となる金額は、支給停止となる額を差し引いた額です。
働きながら老齢厚生年金を受給するときは、報酬や賞与の額に応じて年金の一部が支給停止される場合がありますが、繰下げ期間中の増額の対象は、支給停止となる額を差し引いた支給額です。
- その他
遺族給付又は障害基礎年金以外の障害給付の受給権を有している場合は、老齢厚生年金を繰り下げることができません。

